

ソーシャルメディア利用規約

(趣旨)

第1条 本利用規約では、埼玉県及び（一社）埼玉県物産観光協会（以下、「協会」という）が運用する埼玉県公式観光 Facebook（多言語版）・埼玉県公式観光 Instagram（英語版）アカウントにおける利用規約を定めます。

(提供する情報)

第2条 訪日外国人旅行者向けに県内の観光情報を発信します。

(対象アカウント)

第3条 本利用規約の対象とする埼玉県公式観光 Facebook（多言語版）・埼玉県公式観光 Instagram（英語版）のアカウントは次のとおりです。

Facebook（英語版）	Saitama Japan Just North of Tokyo - en
Facebook（台湾版）	日本埼玉縣東京北邊
Facebook（タイ版）	Saitama Japan Just North of Tokyo - th
Facebook（香港版）	日本埼玉縣東京北邊 hk
Instagram（英語版）	Saitama.japan.official

(運用管理者・投稿者)

第4条 運用管理者は観光課長及び協会会長とし、投稿は観光課及び協会が行います。

(ソーシャルメディア運用ポリシー)

第5条 ソーシャルメディア運用ポリシーを定めます。

- 2 ソーシャルメディア上にて発信する情報のすべてが、埼玉県の公式発表・見解を必ずしも表しているものではありません。正式な発表につきましては、埼玉県公式ホームページをご確認ください。
- 3 埼玉県はコメントに表示される各種提供情報の正確性や妥当性について、一切の保証をしません。
- 4 埼玉県は利用者における名前やプロフィール写真、性別、友達リストなど、利用者のアカウント設定上、すべてのソーシャルメディア利用者に公開している情報へのアクセスを行います。
- 5 コメントの投稿によって発生する著作権・肖像権侵害等の責任はすべて投稿者が負うものとします。投稿者は必ず権利者・被写体本人等の承諾の上、

投稿してください。また、著作権等について第三者からの異議申し立て、苦情などがあつた場合、埼玉県は一切の責任を負わず、費用負担などを含むすべてを投稿者本人が対応するものとします。

6 ソーシャルメディア上の内容、もしくは本利用規約について予告なく変更する場合がございます。

7 投稿されたすべてのコメント及び画像は、埼玉県がその一部を修正または改変して、無償で自由に使用できるものとします。その場合、投稿者は著作権、人格権を一切主張しないものとします。

8 ソーシャルメディアの機能・仕様については、埼玉県では一切お答えできかねます。直接、各サービスの提供会社にお問い合わせください。

(ソーシャルメディアにおける禁止事項)

第6条 原則としてソーシャルメディア利用者からの投稿を削除することはありませんが、下記に挙げた事項に該当する投稿については削除する場合がありますことをご了承ください。

- 一 法令または公序良俗に反し、またはその恐れのある行為
- 二 政治活動、選挙活動、宗教活動
- 三 他者を差別、誹謗中傷あるいはプライバシー、人権等を侵害する内容の権利の侵害
- 四 当 Facebook アカウント及び当 Instagram アカウントと関わりのない商品・店舗・企業の紹介、広報・宣伝等の商業活動を含む内容
- 五 なりすまし、虚偽の内容の投稿
- 六 犯罪行為に結びつく内容、及び犯罪行為を誘発させる内容
- 七 独断的・断定的表現を含み、事実と著しく異なる内容
- 八 その他、当 Facebook アカウント及び当 Instagram アカウントにおいて不適切であると観光課及び協会が判断する内容

(ソーシャルメディアにおける知的財産権)

第7条 ソーシャルメディアに掲載するすべての情報(テキスト、画像、動画等)に関する知的財産権は、埼玉県及び協会に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権法上認められた場合を除き無断で複製・使用することはできません。

(お問い合わせ)

第8条 本ソーシャルメディア利用規約については、下記までお問い合わせく

ださい。

埼玉県産業労働部観光課 インバウンド担当

電話 048-830-3953

E-mail a3950-11@pref.saitama.lg.jp

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。